

審査基準

1. 審査対象となる事業者

審査は、次の各号の全てを満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「函館工業高等専門学校学生寮給食業務委託事業公募要領（以下「公募要領」という。）」に規定する参加資格要件を満たす参加者
- (2) 公募要項に規定する期限内に参加を表明し、かつ、必要な書類のすべてを提出した者
- (3) 公募要項の規定に基づき、適正に書類を作成した参加者

2. 審査方法

企画提案書に基づき、学生寮給食業務委託事業者選定委員会において書類選考を実施します。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもあります。

3. 審査項目

審査項目は次のとおりです。

- ア) 給食業務運営の基本的考え方
- イ) 献立作成等の基準・考え方
- ウ) 行事食・病人食に対する考え方
- エ) 食材調達体制及び考え方
- オ) 衛生管理体制
- カ) 業務実施体制
- キ) 管理・バックアップ体制，危機管理体制
- ク) 企業の経営状況，業務受託実績及び見積金額
- ケ) その他

4. 評価方法

評価は上記3. 審査項目について、別表「函館工業高等専門学校学生寮給食業務委託事業企画競争審査基準表・審査の着眼点」を基にして、下記の評価基準に従って5段階で評価し、学生寮給食業務委託事業者選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該事業者の得点とする。

[評価基準]

- ・大変優れている = 5点
- ・優れている = 4点
- ・普通 = 3点
- ・やや劣っている = 2点
- ・劣っている = 1点

5. 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が「最も高い者」を採択案件に決定する。